

2006年6月30日

## 自動車リサイクル法に基づく2005年度再資源化等の実績について

いすゞ自動車株式会社（以下 いすゞ）は、2005年1月1日から施行された自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、指定3品目（ASR ※1、エアバッグ類、フロン類）の再資源化等の業務を実施しており、この度2005年度（2005年4月～2006年3月）の実施状況等を公表した。

エアバッグ類・フロン類については自動車再資源化協力機構に業務を委託、またASRについてはART（※2）に加盟し積極的にリサイクルを推進している。

その結果2005年度の再資源化率はシュレッダーダストで65.7%、エアバッグ類で93.6%を達成した。

また再資源化等に要した費用は3品目の総額で26,460万円、資金管理人から払渡しを受けた預託金の総額は19,078万円、全体収支は7,382万円の赤字となった。

いすゞは、今後も継続的に効率のよいリサイクルを推進し環境・社会により一層の貢献をしていく。

※1 ASR Automobile Shredder Residue（自動車シュレッダーダスト）

R：

※2 ART Automobile Shredder Residue Recycling Promotion Team

T：（いすゞ自動車、スズキ、ダイムラー・クライスラー日本、日産自動車、日産ディーゼル工業、ピー・エー・ジー・インポート、フォード・ジャパン、富士重工業、マツダ、三菱自動車工業、三菱ふそうトラック・バスの11社で構成）

2005年度（2005年4月1日～2006年3月31日）の再資源化等の実績状況

(1)基準の遵守状況

品目	再資源化率	基準値
ASR	65.7% ※3	30%以上（2005年度～2009年度）
エアバッグ類	93.6% ※4	85%以上

※3 ASR再資源化率 =

$$\left[ \begin{array}{l} \text{ASRUサイクル施設} \\ \text{投入ASR重量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{ASRUサイクル施設で} \\ \text{生じた当該ASR由来の} \\ \text{廃棄物重量} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{委託全部利用} \\ \text{ASR重量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{委託全部利用者で生じた} \\ \text{当該使用済み自動車由来} \\ \text{の廃棄物重量} \end{array} \right]$$


---

引取ASR重量                      +                      委託全部利用者引渡ASR重量

※4 エアバッグ類再資源化率 =  $\frac{\text{全部又は一部を再資源化したものの総重量}}{\text{引き取ったガス発生器の総重量}}$

(2)再資源化等の状況

品目	項目	再資源化状況
A S R	ASR 引取重量	4,662 t
	ASR リサイクル施設※5 への投入 ASR 重量	3,464 t
	ASR リサイクル施設※5 で生じた当該 A S R 由来の 廃棄物重量※6	458 t
	ASR リサイクル施設へ投入した使用済み自動車台数	22,867 台
	委託全部再資源化※7 で全部利用者に引き渡した ASR 重量	191 t
	委託全部再資源化※7 で全部利用した ASR 重量	184 t
	委託全部利用者で生じた当該使用済み 自動車由来の廃棄物重量※8	3 t
	委託全部再資源化※7 で全部利用者に引き渡した使用 済み 自動車台数	1,028 台
エアバッグ類	引き取ったガス発生器の総重量	175.1 Kg
	回収個数	470 個
	作動個数	1,685 個
	回収台数	363 台
	作動台数	1,108 台
	一部回収／一部作動台数	3 台
	全部又は一部を再資源化したものの総重量	163.9 台

フロン類	C F C 引取量	2,493 Kg
	H F C 引取量	2,133 Kg
	C F C 引取台数	6,910 台
	H F C 引取台数	5,846 台

※5： A S R リサイクル施設とは自動車リサイクル法第 28 条で主務大臣の認定を取得した ASR 指定引取り場所のうち、施行規則第 26 条に定める基準に適合した施設（「基準適合施設」）を示す。

※6： ASR をリサイクルすることによって生じるスラグや飛灰等のうち、販売や処理されないで施設に残ったもしくは埋立処分された廃棄物の総重量。

※7： 委託全部再資源化とは、自動車リサイクル法第 31 条で主務大臣の認定を所得した、全部再資源化業務委託先（解体事業者、プレス・せん断処理業者）と委託全部利用者（電炉・転炉等）で、  
ASR を生じさせないで使用済み自動車を再資源化する仕組み。

※8： 委託全部利用者で鉄鋼製品を生産する際に生じるスラグや飛灰等のうち、販売や処理されないで施設に残ったもしくは埋立処分された廃棄物の総重量。

### (3) 払渡しを受けた預託金および再資源化等に要した費用

品目	資金管理法人から払渡しを受けた預託金の総額
A S R	¥160,094,318
エアバッグ類	¥2,604,643
フロン類	¥28,078,819
合計	¥190,777,780

品目	再資源化等に要した費用の総額
A S R	¥234,165,344
エアバッグ類	¥2,383,434
フロン類	¥28,048,598
合計	¥264,597,376

以上

